

社会資本整備推進会議設置要綱（改正案）

第1 設 置

道財政の危機的状況や国の公共投資縮減の動きなど厳しい財政状況を踏まえ、将来の北海道に必要な社会資本整備を着実に推進するためには、今後、より一層、効果的・効率的に進めていく必要がある。

このため、社会資本整備に関し、全庁的視点に立った調整などを行っていく必要があり、事業実施部・財政当局・総合政策部政策局計画推進課等による庁内横断的な検討の場として、「社会資本整備推進会議」（以下、「会議」という）を設置する。

第2 所掌事項

会議の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 効果的・効率的な社会資本整備等の推進に関すること
- (2) 国費予算要望・提案への対応に関すること

第3 組 織

- 1 会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。
- 2 会議には座長を置き、総合政策部政策局計画推進課社会資本・強靱化担当課長をもって充てる。

第4 会 議

- 1 会議は、座長が招集する。
- 2 会議には、次のとおり専門部会を設置し、運営に関する規定は別に定める。
 - (1) PPP／PFI 推進会議
道におけるPPP／PFIの推進を担い、別表2に掲げる職にあるものをもって構成する。
 - (2) インフラ長寿命化推進会議
道における公共施設等の老朽化対策の推進を担い、別表3に掲げる職にあるものをもって構成する。
- 3 会議には、必要に応じ会議の所掌事項を補佐する作業チームを置くことができる。
- 4 座長は、必要に応じ構成員以外の者に出席を求めることができる。

第5 その他

- 1 会議の庶務は、総合政策部政策局計画推進課において処理する。
- 2 会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。
- 3 本会議は、令和4年3月31日を経過したとき、社会情勢の変化や開催実績を勘案し、常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年9月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年9月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年7月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年7月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年5月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年7月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年6月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年12月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年5月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年5月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年5月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月 日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月 日から施行する。

別表 1

所 属	構成員の職
総務部	総務課長 財政課長
総合政策部	総務課長 政策局参事 地域戦略課長 計画推進課長 計画推進課社会資本・ <u>強靱化</u> 担当課長
環境生活部	総務課長
保健福祉部	総務課政策調整担当課長
経済部	経済企画課長
農政部	農政課長 農村設計課長
水産林務部	総務課企画調整担当課長
建設部	建設政策課長
出納局	総務課長
企業局	総務課長
道立病院局	<u>病院経営</u> 課長
教育庁総務政策局	教育政策課長
警察本部総務部	会計課長

別表 2

所 属	構成員の職
総務部	<u>財産</u> 課長
総合政策部	総務課長 計画推進課社会資本・ <u>強靱化</u> 担当課長
環境生活部	総務課長
保健福祉部	総務課政策調整担当課長
経済部	経済企画課長
農政部	農政課長
水産林務部	総務課企画調整担当課長
建設部	建設政策課長 計画管理課長
出納局	財務指導課長
企業局	総務課長
道立病院局	<u>病院経営</u> 課長
教育庁総務政策局	教育政策課長
警察本部総務部	会計課長

※財政課課長補佐（オブザーバー）

別表 3

所 属	構成員の職
総務部	財産課長 財政課長 独立行政法人課長
総合政策部	総務課長 政策局参事 地域戦略課長 市町村課財政・公営企業担当課長 計画推進課社会資本・強靱化担当課長
環境生活部	総務課長
保健福祉部	総務課政策調整担当課長
経済部	経済企画課長
農政部	農政課長 農村設計課長
水産林務部	総務課企画調整担当課長
建設部	建設政策課長 建築保全課長
出納局	総務課長
企業局	総務課長
道立病院局	病院経営課長
教育庁総務政策局	教育政策課長
警察本部総務部	会計課長 施設課長
交通部	交通規制課長

社会資本整備推進会議設置要綱 新旧対照表

改正前（現行）	改正後	改正理由
<p style="text-align: center;">社会資本整備推進会議設置要綱</p> <p>第1 設置 道財政の危機的状況や国の公共投資縮減の動きなど厳しい財政状況を踏まえ、将来の北海道に必要な社会資本整備を着実に推進するためには、今後、より一層、効果的・効率的に進めていく必要がある。 このため、社会資本整備に関し、全庁的視点に立った調整などを行っていく必要があり、事業実施部・財政当局・総合政策部政策局計画推進課等による庁内横断的な検討の場として、「社会資本整備推進会議」（以下、「会議」という）を設置する。</p> <p>第2 所掌事項 会議の所掌事項は次のとおりとする。 (1) 効果的・効率的な社会資本整備等の推進に関すること (2) 国費予算要望・提案への対応に関すること</p> <p>第3 組織 1 会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。 2 会議には座長を置き、総合政策部政策局計画推進課社会資本担当課長をもって充てる。</p> <p>第4 会議 1 会議は、座長が招集する。 2 会議には、次のとおり専門部会を設置し、運営に関する規定は別に定める。 (1) PPP／PFI 推進会議 道におけるPPP／PFIの推進を担い、別表2に掲げる職にあるものをもって構成する。 (2) インフラ長寿命化推進会議 道における公共施設等の老朽化対策の推進を担い、別表3に掲げる職にあるものをもって構成する。 3 会議には、必要に応じ会議の所掌事項を補佐する作業チームを置くことができる。 4 座長は、必要に応じ構成員以外の者に出席を求めることができる。</p> <p>第5 その他 1 会議の庶務は、総合政策部政策局計画推進課において処理する。 2 会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。 3 本会議は、平成32年3月31日を経過したとき、社会情勢の変化や開催実績を勘案し、常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">社会資本整備推進会議設置要綱</p> <p>第1 設置 道財政の危機的状況や国の公共投資縮減の動きなど厳しい財政状況を踏まえ、将来の北海道に必要な社会資本整備を着実に推進するためには、今後、より一層、効果的・効率的に進めていく必要がある。 このため、社会資本整備に関し、全庁的視点に立った調整などを行っていく必要があり、事業実施部・財政当局・総合政策部政策局計画推進課等による庁内横断的な検討の場として、「社会資本整備推進会議」（以下、「会議」という）を設置する。</p> <p>第2 所掌事項 会議の所掌事項は次のとおりとする。 (1) 効果的・効率的な社会資本整備等の推進に関すること (2) 国費予算要望・提案への対応に関すること</p> <p>第3 組織 1 会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。 2 会議には座長を置き、総合政策部政策局計画推進課社会資本・<u>強靱化</u>担当課長をもって充てる。</p> <p>第4 会議 1 会議は、座長が招集する。 2 会議には、次のとおり専門部会を設置し、運営に関する規定は別に定める。 (1) PPP／PFI 推進会議 道におけるPPP／PFIの推進を担い、別表2に掲げる職にあるものをもって構成する。 (2) インフラ長寿命化推進会議 道における公共施設等の老朽化対策の推進を担い、別表3に掲げる職にあるものをもって構成する。 3 会議には、必要に応じ会議の所掌事項を補佐する作業チームを置くことができる。 4 座長は、必要に応じ構成員以外の者に出席を求めることができる。</p> <p>第5 その他 1 会議の庶務は、総合政策部政策局計画推進課において処理する。 2 会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。 3 本会議は、<u>令和4</u>年3月31日を経過したとき、社会情勢の変化や開催実績を勘案し、常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>職名の変更</p> <p>期限の見直し</p>

改正前（現行）	改正後	改正理由
<p>附則 この要綱は、平成15年6月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成19年9月21日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成20年4月21日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成20年9月22日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成21年4月14日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成22年4月21日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成22年7月26日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成23年7月7日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成24年5月25日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成25年4月23日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成26年4月11日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成26年7月3日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成27年6月29日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成27年12月11日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成28年5月10日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年5月12日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年5月28日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成31年4月23日から施行する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成15年6月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成19年9月21日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成20年4月21日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成20年9月22日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成21年4月14日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成22年4月21日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成22年7月26日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成23年7月7日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成24年5月25日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成25年4月23日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成26年4月11日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成26年7月3日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成27年6月29日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成27年12月11日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成28年5月10日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年5月12日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年5月28日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成31年4月23日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、令和2年4月 日から施行する。</u></p>	

改正前（現行）	改正後	改正理由																																																								
<p>別表 1</p> <table border="1" data-bbox="134 338 904 1160"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>構成員の職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務課長 財政課長</td> </tr> <tr> <td>総合政策部</td> <td>総務課長 政策局参事 地域戦略課長 計画推進課長 計画推進課社会資本担当課長 計画推進課国土強靱化担当課長</td> </tr> <tr> <td>環境生活部</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>総務課政策調整担当課長</td> </tr> <tr> <td>経済部</td> <td>経済企画課長</td> </tr> <tr> <td>農政部</td> <td>農政課長 農村設計課長</td> </tr> <tr> <td>水産林務部</td> <td>総務課企画調整担当課長</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>建設政策課長</td> </tr> <tr> <td>出納局</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td>企業局</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td>道立病院局</td> <td>経営改革課長</td> </tr> <tr> <td>教育庁総務政策局</td> <td>教育政策課長</td> </tr> <tr> <td>警察本部総務部</td> <td>会計課長</td> </tr> </tbody> </table>	所 属	構成員の職	総務部	総務課長 財政課長	総合政策部	総務課長 政策局参事 地域戦略課長 計画推進課長 計画推進課社会資本担当課長 計画推進課国土強靱化担当課長	環境生活部	総務課長	保健福祉部	総務課政策調整担当課長	経済部	経済企画課長	農政部	農政課長 農村設計課長	水産林務部	総務課企画調整担当課長	建設部	建設政策課長	出納局	総務課長	企業局	総務課長	道立病院局	経営改革課長	教育庁総務政策局	教育政策課長	警察本部総務部	会計課長	<p>別表 1</p> <table border="1" data-bbox="1061 338 1832 1160"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>構成員の職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務課長 財政課長</td> </tr> <tr> <td>総合政策部</td> <td>総務課長 政策局参事 地域戦略課長 計画推進課長 計画推進課社会資本・強靱化担当課長 計画推進課国土強靱化担当課長</td> </tr> <tr> <td>環境生活部</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>総務課政策調整担当課長</td> </tr> <tr> <td>経済部</td> <td>経済企画課長</td> </tr> <tr> <td>農政部</td> <td>農政課長 農村設計課長</td> </tr> <tr> <td>水産林務部</td> <td>総務課企画調整担当課長</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>建設政策課長</td> </tr> <tr> <td>出納局</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td>企業局</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td>道立病院局</td> <td>経営改革課長</td> </tr> <tr> <td>教育庁総務政策局</td> <td>教育政策課長</td> </tr> <tr> <td>警察本部総務部</td> <td>会計課長</td> </tr> </tbody> </table>	所 属	構成員の職	総務部	総務課長 財政課長	総合政策部	総務課長 政策局参事 地域戦略課長 計画推進課長 計画推進課社会資本・強靱化担当課長 計画推進課国土強靱化担当課長	環境生活部	総務課長	保健福祉部	総務課政策調整担当課長	経済部	経済企画課長	農政部	農政課長 農村設計課長	水産林務部	総務課企画調整担当課長	建設部	建設政策課長	出納局	総務課長	企業局	総務課長	道立病院局	経営改革 課長	教育庁総務政策局	教育政策課長	警察本部総務部	会計課長	<p>職名の変更 所管業務移管</p> <p>構成員の変更</p>
所 属	構成員の職																																																									
総務部	総務課長 財政課長																																																									
総合政策部	総務課長 政策局参事 地域戦略課長 計画推進課長 計画推進課社会資本担当課長 計画推進課国土強靱化担当課長																																																									
環境生活部	総務課長																																																									
保健福祉部	総務課政策調整担当課長																																																									
経済部	経済企画課長																																																									
農政部	農政課長 農村設計課長																																																									
水産林務部	総務課企画調整担当課長																																																									
建設部	建設政策課長																																																									
出納局	総務課長																																																									
企業局	総務課長																																																									
道立病院局	経営改革課長																																																									
教育庁総務政策局	教育政策課長																																																									
警察本部総務部	会計課長																																																									
所 属	構成員の職																																																									
総務部	総務課長 財政課長																																																									
総合政策部	総務課長 政策局参事 地域戦略課長 計画推進課長 計画推進課社会資本・強靱化担当課長 計画推進課国土強靱化担当課長																																																									
環境生活部	総務課長																																																									
保健福祉部	総務課政策調整担当課長																																																									
経済部	経済企画課長																																																									
農政部	農政課長 農村設計課長																																																									
水産林務部	総務課企画調整担当課長																																																									
建設部	建設政策課長																																																									
出納局	総務課長																																																									
企業局	総務課長																																																									
道立病院局	経営改革 課長																																																									
教育庁総務政策局	教育政策課長																																																									
警察本部総務部	会計課長																																																									

改正前（現行）

改正後

改正理由

別表2

所 属	構成員の職
総務部	総務課財産活用担当課長
総合政策部	総務課長 計画推進課社会資本担当課長
環境生活部	総務課長
保健福祉部	総務課政策調整担当課長
経済部	経済企画課長
農政部	農政課長
水産林務部	総務課企画調整担当課長
建設部	建設政策課長 計画管理課長
出納局	財務指導課長
企業局	総務課長
道立病院局	経営改革課長
教育庁総務政策局	教育政策課長
警察本部総務部	会計課長

別表2

所 属	構成員の職
総務部	財産課長
総合政策部	総務課長 計画推進課社会資本・強靱化担当課長
環境生活部	総務課長
保健福祉部	総務課政策調整担当課長
経済部	経済企画課長
農政部	農政課長
水産林務部	総務課企画調整担当課長
建設部	建設政策課長 計画管理課長
出納局	財務指導課長
企業局	総務課長
道立病院局	病院経営課長
教育庁総務政策局	教育政策課長
警察本部総務部	会計課長

職名の変更

職名の変更

構成員の変更

改正前（現行）	改正後	改正理由																																																												
<p>別表3</p> <table border="1" data-bbox="134 338 907 1316"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>構成員の職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務課財産活用担当課長 財政課長 大学法人室参事</td> </tr> <tr> <td>総合政策部</td> <td>総務課長 政策局参事 研究法人室参事 地域戦略課長 市町村課財政・公営企業担当課長 計画推進課社会資本担当課長</td> </tr> <tr> <td>環境生活部</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>総務課政策調整担当課長</td> </tr> <tr> <td>経済部</td> <td>経済企画課長</td> </tr> <tr> <td>農政部</td> <td>農政課長 農村設計課長</td> </tr> <tr> <td>水産林務部</td> <td>総務課企画調整担当課長</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>建設政策課長 建築保全課長</td> </tr> <tr> <td>出納局</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td>企業局</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td>道立病院局</td> <td>経営改革課長</td> </tr> <tr> <td>教育庁総務政策局</td> <td>教育政策課長</td> </tr> <tr> <td>警察本部総務部</td> <td>会計課長 施設課長</td> </tr> <tr> <td>交通部</td> <td>交通規制課長</td> </tr> </tbody> </table>	所 属	構成員の職	総務部	総務課財産活用担当課長 財政課長 大学法人室参事	総合政策部	総務課長 政策局参事 研究法人室参事 地域戦略課長 市町村課財政・公営企業担当課長 計画推進課社会資本担当課長	環境生活部	総務課長	保健福祉部	総務課政策調整担当課長	経済部	経済企画課長	農政部	農政課長 農村設計課長	水産林務部	総務課企画調整担当課長	建設部	建設政策課長 建築保全課長	出納局	総務課長	企業局	総務課長	道立病院局	経営改革課長	教育庁総務政策局	教育政策課長	警察本部総務部	会計課長 施設課長	交通部	交通規制課長	<p>別表3</p> <table border="1" data-bbox="1064 338 1836 1316"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>構成員の職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務課財産課長 財政課長 大学法人室参事 <u>独立行政法人課長</u></td> </tr> <tr> <td>総合政策部</td> <td>総務課長 政策局参事 研究法人室参事 地域戦略課長 市町村課財政・公営企業担当課長 計画推進課社会資本 <u>・強化</u>担当課長</td> </tr> <tr> <td>環境生活部</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>総務課政策調整担当課長</td> </tr> <tr> <td>経済部</td> <td>経済企画課長</td> </tr> <tr> <td>農政部</td> <td>農政課長 農村設計課長</td> </tr> <tr> <td>水産林務部</td> <td>総務課企画調整担当課長</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>建設政策課長 建築保全課長</td> </tr> <tr> <td>出納局</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td>企業局</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td>道立病院局</td> <td><u>病院経営</u>課長</td> </tr> <tr> <td>教育庁総務政策局</td> <td>教育政策課長</td> </tr> <tr> <td>警察本部総務部</td> <td>会計課長 施設課長</td> </tr> <tr> <td>交通部</td> <td>交通規制課長</td> </tr> </tbody> </table>	所 属	構成員の職	総務部	総務課 財産課長 財政課長 大学法人室参事 <u>独立行政法人課長</u>	総合政策部	総務課長 政策局参事 研究法人室参事 地域戦略課長 市町村課財政・公営企業担当課長 計画推進課社会資本 <u>・強化</u> 担当課長	環境生活部	総務課長	保健福祉部	総務課政策調整担当課長	経済部	経済企画課長	農政部	農政課長 農村設計課長	水産林務部	総務課企画調整担当課長	建設部	建設政策課長 建築保全課長	出納局	総務課長	企業局	総務課長	道立病院局	<u>病院経営</u> 課長	教育庁総務政策局	教育政策課長	警察本部総務部	会計課長 施設課長	交通部	交通規制課長	<p>職名の変更</p> <p>構成員の変更</p> <p>所管業務移管</p> <p>職名の変更</p> <p>構成員の変更</p>
所 属	構成員の職																																																													
総務部	総務課財産活用担当課長 財政課長 大学法人室参事																																																													
総合政策部	総務課長 政策局参事 研究法人室参事 地域戦略課長 市町村課財政・公営企業担当課長 計画推進課社会資本担当課長																																																													
環境生活部	総務課長																																																													
保健福祉部	総務課政策調整担当課長																																																													
経済部	経済企画課長																																																													
農政部	農政課長 農村設計課長																																																													
水産林務部	総務課企画調整担当課長																																																													
建設部	建設政策課長 建築保全課長																																																													
出納局	総務課長																																																													
企業局	総務課長																																																													
道立病院局	経営改革課長																																																													
教育庁総務政策局	教育政策課長																																																													
警察本部総務部	会計課長 施設課長																																																													
交通部	交通規制課長																																																													
所 属	構成員の職																																																													
総務部	総務課 財産課長 財政課長 大学法人室参事 <u>独立行政法人課長</u>																																																													
総合政策部	総務課長 政策局参事 研究法人室参事 地域戦略課長 市町村課財政・公営企業担当課長 計画推進課社会資本 <u>・強化</u> 担当課長																																																													
環境生活部	総務課長																																																													
保健福祉部	総務課政策調整担当課長																																																													
経済部	経済企画課長																																																													
農政部	農政課長 農村設計課長																																																													
水産林務部	総務課企画調整担当課長																																																													
建設部	建設政策課長 建築保全課長																																																													
出納局	総務課長																																																													
企業局	総務課長																																																													
道立病院局	<u>病院経営</u> 課長																																																													
教育庁総務政策局	教育政策課長																																																													
警察本部総務部	会計課長 施設課長																																																													
交通部	交通規制課長																																																													

PPP／PFI 推進会議の運営要領

第1 趣 旨

「社会資本整備推進会議設置要綱」（平成15年6月1日施行、令和2年4月 日改正）第4の第2項の規定に基づいて設置するPPP／PFI 推進会議（以下「会議」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

第2 所掌事項

会議の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 北海道PPP／PFI 手法導入優先的検討規程（以下「規程」という。）に関する
こと
- (2) 道のPPP／PFI（「建築物又はプラントの整備等に関する事業」または「利用料金の徴収を行う公共施設整備事業」に該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業（以下、「規程の対象事業」という。）に係るもの）の推進に関する
こと
- (3) 市町村のPPP／PFI（規程の対象事業に係るもの）の導入促進に関する
こと
- (4) PFI法に基づく道の個別事業の導入支援に関する
こと

第3 組 織

- 1 会議には座長を置き、総合政策部政策局計画推進課社会資本・強靱化担当課長をもって充てる。
- 2 総合政策部政策局計画推進課は、道のPPP／PFI 事業（規程の対象事業に係るもの）に関する総合的な窓口となるPPP／PFI 総括担当部局としての役割を担う。

第4 会 議

- 1 会議は、座長が招集する。
- 2 会議には、会議の所掌事項を補佐するため、「PPP／PFI 推進ワーキングチーム」を設置する。
- 3 「PPP／PFI 推進ワーキングチーム」は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。
- 4 座長は、必要に応じ構成員以外の者に出席を求めることができる。

第5 PFI 支援チーム

- 1 会議には、PFI法に基づく道の個別事業の推進・実施に関する支援を担う「PFI 支援チーム」を設置することができる。
- 2 「PFI 支援チーム」の設置・運営に関する規程は別に定める。

第6 その他

会議の庶務は、PPP／PFI 総括担当部局において処理する。

別表

所 属	構成員の職
総務部	<u>財産課課長補佐</u> (FM)
総合政策部	総務課 <u>課長補佐</u> (調整) 計画推進課 <u>課長補佐</u> (社会資本整備)
環境生活部	総務課 <u>課長補佐</u> (企画調整)
保健福祉部	総務課 <u>課長補佐</u> (政策調整・ <u>危機管理</u>)
経済部	経済企画課課長補佐 (<u>政策調整</u>)
農政部	農政課 <u>課長補佐</u> (企画)
水産林務部	総務課 <u>課長補佐</u> (政策調整)
建設部	建設政策課主幹 (<u>国土強靱化・復興</u>) 計画管理課 <u>課長補佐</u> (<u>計画</u>)
出納局	財務指導課 <u>課長補佐</u> (企画)
企業局	総務課 <u>課長補佐</u>
道立病院局	<u>病院経営課課長補佐</u> (<u>予算・経理</u>)
教育庁総務政策局	教育政策課 <u>課長補佐</u> (政策企画)
警察本部総務部	会計課課長補佐 (予算)

※財政課課長補佐 (オブザーバー)

P F I 支援チームの設置・運営要領

第1 趣旨

この要領は、「PPP／PFI 推進会議の運営要領」第5の第1項に基づいて設置するPFI 支援チーム（以下「支援チーム」という。）の設置・運営に関して必要な事項を定める。

第2 所掌事項

- (1) 個別のPFI 事業の推進・実施に当たっての手続きに関すること
- (2) その他個別のPFI 事業の推進に当たっての支援に関すること

第3 設置・運営

- 1 支援チームは、PPP／PFI 推進会議のもとに、必要に応じて個別の事業ごとに設置する。
- 2 支援チーム設置の可否については、個別のPFI 事業を実施する部局（以下「事業実施部局」という。）がPPP／PFI 総括担当部局と協議の上、判断する。
- 3 支援チームは、事業実施部局が招集する。

第4 構成員

支援チームは、次のような専門的分野の担当係長等で構成する。（構成員の専門分野は当該事業の内容により異なるため、事業実施部局が適切な部署を指定する。）

- ・ 事業実施部局の課長補佐（主幹）（主宰）及び係長（主査）
- ・ 技術系部門担当係長（主査）
- ・ 契約・出納部門担当係長（主査）
- ・ 財産管理部門担当係長（主査）
- ・ PPP／PFI 総括担当部局係長（主査）
- ・ その他必要な専門分野の関係係長（主査）
- ・ 委託したアドバイザー業者

第5 その他

支援チームの庶務は、事業実施部局において処理する。

PPP/PMI 推進会議の運営要領 新旧対照表

改正前（現行）	改正後	改正理由
<p style="text-align: center;">PPP/PMI 推進会議の運営要領</p> <p>第1 趣旨 「社会資本整備推進会議設置要綱」（平成15年6月1日施行、平成30年5月28日改正）第4の第2項の規定に基づいて設置するPPP/PMI 推進会議（以下「会議」という。）の運営に関して必要な事項を定める。</p> <p>第2 所掌事項 会議の所掌事項は次のとおりとする。 （1）北海道PPP/PMI 手法導入優先的検討規程（以下「規程」という。）に関する事 （2）道のPPP/PMI（「建築物又はプラントの整備等に関する事業」または「利用料金の徴収を行う公共施設整備事業」に該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業。（以下、「規程の対象事業」という。）に係るもの）の推進に関する事 （3）市町村のPPP/PMI（規程の対象事業に係るもの）の導入促進に関する事 （4）PMI法に基づく道の個別事業の導入支援に関する事</p> <p>第3 組織 1 会議には座長を置き、総合政策部政策局計画推進課社会資本担当課長をもって充てる。 2 総合政策部政策局計画推進課は、道のPPP/PMI 事業（規程の対象事業に係るもの）に関する総合的な窓口となるPPP/PMI 総括担当部局としての役割を担う。</p> <p>第4 会議 1 会議は、座長が招集する。 2 会議には、会議の所掌事項を補佐するため、「PPP/PMI 推進ワーキングチーム」を設置する。 3 「PPP/PMI 推進ワーキングチーム」は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。 4 座長は、必要に応じ構成員以外の者に出席を求めることができる。</p> <p>第5 PMI 支援チーム 1 会議には、PMI法に基づく道の個別事業の推進・実施に関する支援を担う「PMI 支援チーム」を設置することができる。 2 「PMI 支援チーム」の設置・運営に関する規程は別に定める。</p> <p>第6 その他 会議の庶務は、PPP/PMI 総括担当部局において処理する。</p>	<p style="text-align: center;">PPP/PMI 推進会議の運営要領</p> <p>第1 趣旨 「社会資本整備推進会議設置要綱」（平成15年6月1日施行、令和2年4月 日改正）第4の第2項の規定に基づいて設置するPPP/PMI 推進会議（以下「会議」という。）の運営に関して必要な事項を定める。</p> <p>第2 所掌事項 会議の所掌事項は次のとおりとする。 （1）北海道PPP/PMI 手法導入優先的検討規程（以下「規程」という。）に関する事 （2）道のPPP/PMI（「建築物又はプラントの整備等に関する事業」または「利用料金の徴収を行う公共施設整備事業」に該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業。（以下、「規程の対象事業」という。）に係るもの）の推進に関する事 （3）市町村のPPP/PMI（規程の対象事業に係るもの）の導入促進に関する事 （4）PMI法に基づく道の個別事業の導入支援に関する事</p> <p>第3 組織 1 会議には座長を置き、総合政策部政策局計画推進課社会資本・<u>強靱化</u>担当課長をもって充てる。 2 総合政策部政策局計画推進課は、道のPPP/PMI 事業（規程の対象事業に係るもの）に関する総合的な窓口となるPPP/PMI 総括担当部局としての役割を担う。</p> <p>第4 会議 1 会議は、座長が招集する。 2 会議には、会議の所掌事項を補佐するため、「PPP/PMI 推進ワーキングチーム」を設置する。 3 「PPP/PMI 推進ワーキングチーム」は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。 4 座長は、必要に応じ構成員以外の者に出席を求めることができる。</p> <p>第5 PMI 支援チーム 1 会議には、PMI法に基づく道の個別事業の推進・実施に関する支援を担う「PMI 支援チーム」を設置することができる。 2 「PMI 支援チーム」の設置・運営に関する規程は別に定める。</p> <p>第6 その他 会議の庶務は、PPP/PMI 総括担当部局において処理する。</p>	<p>職名の変更</p>

P F I 支援チームの設置・運営要領 新旧対照表

改正前（現行）	改正後	改正理由
<p style="text-align: center;">P F I 支援チームの設置・運営要領</p> <p>第1 趣旨 この要領は、「PPP／PFI 推進会議の運営要領」第4の第2項に基づいて設置するPFI 支援チーム（以下「支援チーム」という。）の設置・運営に関して必要な事項を定める。</p> <p>第2 所掌事項 （1）個別のPFI 事業の推進・実施に当たっての手續きに関すること （2）その他個別のPFI 事業の推進に当たっての支援に関すること</p> <p>第3 設置・運営 1 支援チームは、PPP／PFI 推進会議のもとに、必要に応じて個別の事業ごとに設置する。 2 支援チーム設置の可否については、個別のPFI 事業を実施する部局（以下「事業実施部局」という。）がPPP／PFI 総括担当部局と協議の上、判断する。 3 支援チームは、事業実施部局が招集する。</p> <p>第4 構成員 支援チームは、次のような専門的分野の担当主査等で構成する。（構成員の専門分野は当該事業の内容により異なるため、事業実施部局が適切な部署を指定する。） ・ 事業実施部局の主幹（主宰）及び主査 ・ 技術系部門担当主査 ・ 契約・出納部門担当主査 ・ 財産管理部門担当主査 ・ PPP／PFI 総括担当部局主査 ・ その他必要な専門分野の関係主査 ・ 委託したアドバイザー業者</p> <p>第5 その他 支援チームの庶務は、事業実施部局において処理する。</p>	<p style="text-align: center;">P F I 支援チームの設置・運営要領</p> <p>第1 趣旨 この要領は、「PPP／PFI 推進会議の運営要領」<u>第5の第1項</u>に基づいて設置するPFI 支援チーム（以下「支援チーム」という。）の設置・運営に関して必要な事項を定める。</p> <p>第2 所掌事項 （1）個別のPFI 事業の推進・実施に当たっての手續きに関すること （2）その他個別のPFI 事業の推進に当たっての支援に関すること</p> <p>第3 設置・運営 1 支援チームは、PPP／PFI 推進会議のもとに、必要に応じて個別の事業ごとに設置する。 2 支援チーム設置の可否については、個別のPFI 事業を実施する部局（以下「事業実施部局」という。）がPPP／PFI 総括担当部局と協議の上、判断する。 3 支援チームは、事業実施部局が招集する。</p> <p>第4 構成員 支援チームは、次のような専門的分野の担当<u>係長（主査）</u>等で構成する。（構成員の専門分野は当該事業の内容により異なるため、事業実施部局が適切な部署を指定する。） ・ 事業実施部局の<u>課長補佐（主幹）（主宰）及び係長（主査）</u> ・ 技術系部門担当<u>係長（主査）</u> ・ 契約・出納部門担当<u>係長（主査）</u> ・ 財産管理部門担当<u>係長（主査）</u> ・ PPP／PFI 総括担当部局<u>係長（主査）</u> ・ その他必要な専門分野の関係<u>係長（主査）</u> ・ 委託したアドバイザー業者</p> <p>第5 その他 支援チームの庶務は、事業実施部局において処理する。</p>	<p>「PPP／PFI 推進会議の運営要領」との整合</p> <p>職名の変更</p>

インフラ長寿命化推進会議の運営要領（改定案）

第1 趣 旨

「社会資本整備推進会議設置要綱」（平成15年6月1日施行、令和2年4月 日改正）
第4の第2項の規定に基づいて設置するインフラ長寿命化推進会議（以下「会議」とい
う。）の運営に関して必要な事項を定める。

第2 所掌事項

会議の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日、インフラ老朽化対策の推進に
関する関係省庁連絡会議にて決定）に基づき北海道が策定するインフラ長寿命化計画
及び「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日、
総務大臣通知）により策定の要請を受けた公共施設等総合管理計画に関すること
- (2) その他、インフラ長寿命化に係る施策の推進に関すること

第3 組 織

会議には座長を置き、総合政策部政策局計画推進課社会資本・強靱化担当課長をもつ
て充てる。

第4 会 議

- 1 会議は、座長が招集する。
- 2 会議には、会議の所掌事項を補佐するため、「インフラ長寿命化推進ワーキングチー
ム」を設置する。
- 3 「インフラ長寿命化推進ワーキングチーム」は、別表に掲げる職にある者をもって構
成する。
- 4 座長は、必要に応じ構成員以外の者に出席を求めることができる。

第5 その他

会議の庶務は、総合政策部政策局計画推進課において処理する。

別表

所 属	構成員の職
総務部	<u>財産課主幹</u> （エネルギー管理） 財政課主幹（財政再建） <u>独立行政法人課主幹</u> （ <u>札医大</u> ） <u>独立行政法人課主幹</u> （ <u>道総研</u> ）
総合政策部	総務課 <u>課長補佐</u> （調整） 政策局主幹（ <u>政策企画</u> ） 地域戦略課 <u>課長補佐</u> （地域戦略） 市町村課 <u>課長補佐</u> （財政・ <u>税政</u> ） 計画推進課 <u>課長補佐</u> （社会資本 <u>整備</u> ）
環境生活部	総務課 <u>課長補佐</u> （企画調整）
保健福祉部	総務課 <u>課長補佐</u> （政策調整・ <u>危機管理</u> ）
経済部	経済企画課 <u>課長補佐</u> （ <u>政策調整</u> ）
農政部	農政課 <u>課長補佐</u> （企画） 農村設計課主幹（社会資本）
水産林務部	総務課 <u>課長補佐</u> （政策調整）
建設部	建設政策課主幹（ <u>国土強靱化・復興</u> ） 建築保全課 <u>課長補佐</u> （ストックマネジメント）
出納局	総務課 <u>課長補佐</u> （総務）
企業局	総務課 <u>課長補佐</u>
道立病院局	<u>病院経営課課長補佐</u> （ <u>予算・経理</u> ）
教育庁総務政策局	教育政策課 <u>課長補佐</u> （政策企画）
警察本部総務部 交通部	会計課課長補佐（予算） 施設課課長補佐（施設計画） 交通規制課 <u>調査官</u> （ <u>企画</u> ）

インフラ長寿命化推進会議の運営要領 新旧対照表

改正前（現行）	改正後	改正理由
<p style="text-align: center;">インフラ長寿命化推進会議の運営要領</p> <p>第1 趣旨 「社会資本整備推進会議設置要綱」（平成15年6月1日施行、平成31年4月23日改正）第4の第2項の規定に基づいて設置するインフラ長寿命化推進会議（以下「会議」という。）の運営に関して必要な事項を定める</p> <p>第2 所掌事項 会議の所掌事項は次のとおりとする。 （1）「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議にて決定）に基づき北海道が策定するインフラ長寿命化計画および「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日、総務大臣通知）により策定の要請を受けた公共施設等総合管理計画に関すること （2）その他、インフラ長寿命化に係る施策の推進に関すること</p> <p>第3 組織 会議には座長を置き、総合政策部政策局計画推進課社会資本担当課長をもって充てる。</p> <p>第4 会議 1 会議は、座長が招集する。 2 会議には、会議の所掌事項を補佐するため、「インフラ長寿命化推進ワーキングチーム」を設置する。 3 「インフラ長寿命化推進ワーキングチーム」は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。 4 座長は、必要に応じ構成員以外の者に出席を求めることができる。</p> <p>第5 その他 会議の庶務は、総合政策部政策局計画推進課において処理する。</p>	<p style="text-align: center;">インフラ長寿命化推進会議の運営要領</p> <p>第1 趣旨 「社会資本整備推進会議設置要綱」（平成15年6月1日施行、<u>令和2年4月</u>日改正）第4の第2項の規定に基づいて設置するインフラ長寿命化推進会議（以下「会議」という。）の運営に関して必要な事項を定める。</p> <p>第2 所掌事項 会議の所掌事項は次のとおりとする。 （1）「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議にて決定）に基づき北海道が策定するインフラ長寿命化計画及び「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日、<u>総務大臣通知</u>）により策定の要請を受けた公共施設等総合管理計画に関すること （2）その他、インフラ長寿命化に係る施策の推進に関すること</p> <p>第3 組織 会議には座長を置き、総合政策部政策局計画推進課社会資本<u>・強靱化</u>担当課長をもって充てる。</p> <p>第4 会議 1 会議は、座長が招集する。 2 会議には、会議の所掌事項を補佐するため、「インフラ長寿命化推進ワーキングチーム」を設置する。 3 「インフラ長寿命化推進ワーキングチーム」は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。 4 座長は、必要に応じ構成員以外の者に出席を求めることができる。</p> <p>第5 その他 会議の庶務は、総合政策部政策局計画推進課において処理する。</p>	<p>職名の変更</p>

改正前（現行）		改正後		改正理由
別表		別表		
所 属	構成員の職	所 属	構成員の職	
総務部	総務課主幹（エネルギー管理） 財政課主幹（財政再建） 大学法人室主幹（公立大学法人）	総務部	<u>財産</u> 課主幹（エネルギー管理） 財政課主幹（財政再建） <u>独立行政法人課</u> 主幹（ <u>札医大</u> ） <u>独立行政法人課</u> 主幹（ <u>道総研</u> ）	構成員の変更 所管業務移管
総合政策部	総務課主幹（調整） 政策局主幹（総括） 研修法人室主幹（総合研究機構） 地域戦略課主幹（地域戦略） 市町村課市町村財政健全化支援室主幹（財政） 計画推進課主幹（社会資本）	総合政策部	総務課 <u>課長補佐</u> （調整） 政策局主幹（ <u>政策企画</u> ） 地域戦略課 <u>課長補佐</u> （ <u>地域戦略</u> ） 市町村課 <u>課長補佐</u> （ <u>財政・税政</u> ） 計画推進課 <u>課長補佐</u> （社会資本 <u>整備</u> ）	職名の変更 " "
環境生活部	総務課主幹（企画調整）	環境生活部	総務課 <u>課長補佐</u> （企画調整）	"
保健福祉部	総務課主幹（政策調整）	保健福祉部	総務課 <u>課長補佐</u> （ <u>政策調整・危機管理</u> ）	"
経済部	経済企画課主幹（経済企画）	経済部	経済企画課 <u>課長補佐</u> （ <u>政策調整</u> ）	"
農政部	農政課主幹（企画） 農村設計課主幹（社会資本）	農政部	農政課 <u>課長補佐</u> （企画） 農村設計課主幹（社会資本）	"
水産林務部	総務課主幹（政策調整）	水産林務部	総務課 <u>課長補佐</u> （政策調整）	"
建設部	建設政策課主幹（建設政策） 建築保全課主幹（ストックマネジメント）	建設部	建設政策課主幹（ <u>国土強靱化・復興</u> ） 建築保全課 <u>課長補佐</u> （ストックマネジメント）	" "
出納局	財務指導課主幹（企画）	出納局	<u>総務課課長補佐</u> （ <u>総務</u> ）	"
企業局	総務課主幹（企画）	企業局	総務課 <u>課長補佐</u>	"
道立病院局	経営改革課主幹（経営推進）	道立病院局	<u>病院経営課課長補佐</u> （ <u>予算・経理</u> ）	構成員の変更
教育庁総務政策局	教育政策課主幹（政策企画）	教育庁総務政策局	教育政策課 <u>課長補佐</u> （政策企画）	職名の変更
警察本部総務部	会計課課長補佐（予算） 施設課課長補佐（施設計画） 交通規制課課長補佐（企画・許可）	警察本部総務部	会計課課長補佐（予算） 施設課課長補佐（施設計画） 交通規制課 <u>調査官</u> （ <u>企画</u> ）	